

杉並区教育委員会事務局処務規則

昭和五十四年十一月三十日

教委規則第十八号

改正 昭和五五年 四月 一日教委規則第 一号
昭和五五年一〇月二九日教委規則第一四号
昭和五五年一二月 一日教委規則第一五号
昭和五六年 四月 一日教委規則第 一号
昭和五七年 四月 一日教委規則第 六号
昭和五七年 八月一日教委規則第一五号
昭和五七年 九月二九日教委規則第一六号
昭和五八年 四月 一日教委規則第 三号
昭和五八年十一月二六日教委規則第一二号
昭和五九年 三月三十一日教委規則第 三号
昭和五九年 七月二〇日教委規則第一五号
昭和六〇年 九月三〇日教委規則第一一号
昭和六一年 三月三十一日教委規則第 一号
昭和六一年 五月三十一日教委規則第一二号
昭和六二年 三月二八日教委規則第 六号
昭和六二年 六月一九日教委規則第一六号
昭和六三年 三月三十一日教委規則第 三号
平成 元年 三月三十一日教委規則第一六号
平成 二年十一月三〇日教委規則第一八号
平成 三年 一月三十一日教委規則第 一号
平成 三年 三月三〇日教委規則第 八号
平成 四年 三月三十一日教委規則第 一号
平成 五年 三月三十一日教委規則第 二号
平成 五年一〇月 一日教委規則第一三号
平成 七年 三月三十一日教委規則第 四号
平成 九年 三月三十一日教委規則第一一号
平成一一年 三月二日教委規則第 二号
平成一二年 三月三〇日教委規則第三〇号
平成一二年一月二八日教委規則第三四号
平成一三年 三月三〇日教委規則第 九号
平成一四年 一月一〇日教委規則第 二号
平成一四年 三月二九日教委規則第一一号

東京都杉並区教育委員会事務局処務規則(昭和四十一年四月杉並区教育委員会規則第二号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十八条第二項の規定に基づき、杉並区教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織その他について規定することを目的とする。

(事務局の組織)

第二条 事務局の組織は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係
計画係
法規担当係長
計画調整担当係長
学校運営課
経理係
職員係
給与福利係
学校保健係
学務課
学事係
就学奨励係
学校給食係
心身障害教育担当係長
菅平学園所長
施設課
施設管理係
学校営繕担当係長
指導室
管理担当係長
人事担当係長
社会教育スポーツ課
管理係
学校開放係
文化財係
社会体育係
社会教育主事
パソコン講習推進担当係長
(次長、課長等の職)

第三条 事務局に次長(以下「事務局次長」という。)を置く。

- 2 事務局に参事を置くことができる。この場合、担当事務は、教育長が定める。
- 3 課に課長を置く。
- 4 室に室長を置く。
- 5 事務局に副参事を置くことができる。この場合、担当事務は、教育長の承認を得て事務局次長が定める。
- 6 係に係長を置く。

- 7 前条に定めるもののほか、課及び室に担当係長を置くことができる。この場合、担当事務は、事務局次長の承認を得て課長及び室長が定める。
- 8 課、室又は係(担当係長含む。)に主査を置くことができる。
- 9 指導室に指導主事を置く。

(職員の職責)

第四条 事務局次長は、教育長を補佐し、その命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事は、上司の命を受け、担当の事務をつかさどる。
- 3 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務又は室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 4 副参事は、上司の命を受け、担当の事務をつかさどる。
- 5 係長及び担当係長は、係の事務又は担当の事務を処理する。
- 6 主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当係長の担当事務のうち、特定の事務を処理する。
- 7 指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的職務に従事する。
- 8 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(各課、係等の分掌事務)

第五条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係

- 一 教育委員会に関すること。
- 二 教育予算及び決算に関すること。
- 三 教育行政に関する相談に関すること。
- 四 職員(区立学校に勤務する職員及び指導主事を除く。)の身分取扱いに関すること。
- 五 職員(区立学校に勤務する職員及び指導主事を除く。)の研修に関すること。
- 六 文書の受発・審査及び保存に関すること。
- 七 公印に関すること。
- 八 請願・陳情に関すること。
- 九 公告式に関すること。
- 十 組織及び定数に関すること。
- 十一 事務管理に関すること。
- 十二 調査及び統計に関すること。
- 十三 表彰及びほう賞に関すること。
- 十四 庁中取締りに関すること。
- 十五 他の課、室、及び教育機関との連絡調整に関すること(他の課、室、係等に属するものを除く。)
- 十六 他の課、室、係等に属さないこと。

計画係

- 一 教育施策の企画、立案、総合調整に関すること。
- 二 教育施設の建設計画・調整に関すること。
- 三 教育委員会に係る広報等に関すること。
- 四 区立学校の設置及び廃止に関すること。
- 五 国際理解・帰国児童生徒教育センター事業に関すること。
- 六 科学館に関すること。
- 七 済美教育研究所に関すること。

法規担当係長

- 一 教育委員会関係条例・規則等に関すること。
- 二 特命事項に関すること。

計画調整担当係長

- 一 教育機関のISO14001認証取得等に関すること。

学校運営課

経理係

- 一 区立学校の運営に関すること(他の課、室、係等に属するものを除く。)
- 二 課内他の係に属さないこと。

職員係

- 一 区立学校に勤務する職員(教職員を除く。ただし、幼稚園教育職員を含む。)の身分取扱いに関すること。
- 二 区立学校に勤務する職員(教職員を除く。)の研修に関すること。

給与福利係

- 一 区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与等に関すること。
- 二 区立学校に勤務する職員及び指導主事の福利厚生に関すること(学校保健係に属するものを除く。)
- 三 区立学校に勤務する職員の被服貸与に関すること。
- 四 教職員住宅の管理に関すること。
- 五 教職員互助会に関すること。

学校保健係

- 一 区立学校の保健衛生に関すること。
- 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 三 区立学校の労働安全衛生に関すること。
- 四 区立学校に勤務する職員及び指導主事の健康診断に関すること。
- 五 区立学校に勤務する職員及び指導主事の公務災害等に関すること。

学務課

学事係

- 一 学齡児童・生徒の就学及び区立幼稚園児の就園に関する事(心身障害教育担当係長に属するものを除く。)
- 二 区立学校の通学区域に関する事。
- 三 出席簿、卒業証書及び修了証書の様式に関する事。
- 四 区立学校の学級編制に関する事。
- 五 校外教育(宿泊を伴うものに限る。)に関する事(他の課、室に属するものを除く。)
- 六 通学路の指定に関する事。
- 七 課内他の係等に属さない事。

就学奨励係

- 一 児童・生徒の就学奨励及び幼稚園児の就園奨励に関する事。
- 二 養護学校の運営経費に関する事。
- 三 健康学園の入級措置及び運営経費に関する事。
- 四 私立幼稚園等園児の保護者負担軽減に関する事。
- 五 私立幼稚園等心身障害児教育等補助に関する事。
- 六 奨学資金に関する事。

学校給食係

- 一 区立学校の給食に関する事。
- 二 菅平学園の栄養管理指導に関する事。

心身障害教育担当係長

- 一 養護学校及び障害児学級(健康学園を除く。)の就学・入級措置に関する事。

菅平学園

- 一 菅平学園の管理等に関する事。

施設課

施設管理係

- 一 教育施設(他の課、室に属するものを除く。)の建設に関する事。
- 二 教育財産の管理に関する事。
- 三 区立学校施設の使用承認に関する事(教育委員会事務局社会教育スポーツ課に属するものを除く。)
- 四 区立学校施設の整備に関する事。
- 五 課内他の係等に属さない事。

学校営繕担当係長

- 一 区立学校施設等の工事の設計及び監督に関する事。

指導室

管理担当係長

- 一 教育課程、教科書その他教材の取扱いに関する事。
- 二 学習指導、生活指導及び進路指導に関する事。

- 三 指導要録及びその抄本の様式に関する事。
- 四 教科用図書の新採及び無償給与に関する事。
- 五 区立学校の休業に関する事。
- 六 教職員及び指導主事の研修に関する事。
- 七 学校評議員に関する事。
- 八 適応指導教室事業に関する事。
- 九 教職員研修所の維持運営に関する事。
- 十 日本体育・学校健康センターの学校安全・災害共済に関する事。
- 十一 室内他の担当係長に属さない事。

人事担当係長

- 一 教職員(幼稚園教育職員を除く。)及び指導主事の身分取扱いに関する事。
- 二 区立学校に置く主任等の発令及び報告に関する事。
- 三 区立学校教育団体その他教育活動に関する事。

社会教育スポーツ課

管理係

- 一 社会教育の施策に係る計画及び調整に関する事。
- 二 社会教育事業に関する事。
- 三 社会教育及び社会体育に係る調査及び統計に関する事。
- 四 青少年委員及びPTA活動等に関する事。
- 五 社会教育委員に関する事。
- 六 生涯学習振興室に関する事。
- 七 郷土博物館に関する事。
- 八 課内他の係等に属さない事。

学校開放係

- 一 区立学校開放事業に関する事。
- 二 区立学校施設の使用承認(短時間使用の場合に限る。)に関する事。

文化財係

- 一 文化財の保護、保存及び活用に関する事。
- 二 文化財の調査及び記録に関する事。
- 三 文化財に係る刊行物に関する事。
- 四 文化財保護審議会に関する事。

社会体育係

- 一 社会体育に係る計画に関する事。
- 二 社会体育施設等に関する事。
- 三 体育団体に関する事。
- 四 杉並区スポーツ振興財団に関する事。

- 五 スポーツ教室及び各種講習会に関する事。
- 六 体育指導者養成に関する事。
- 七 体育指導委員に関する事。
- 八 その他体育及びレクリエーションに関する事。

社会教育主事

- 一 社会教育事業の総合政策に関する事。
- 二 社会教育に係る専門的職務に関する事。

パソコン講習推進担当係長

- 一 学習活動支援設備整備事業に関する事。
- 二 情報通信技術(IT)講習会推進及び調整に関する事。

(文書の取扱い)

第六条 文書の取扱いについては、別に定める場合を除き、杉並区役所において定められているものの例による。

(服務)

第七条 職員の服務については、杉並区役所職員の例による。

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附 則(昭和五五年四月一日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年一〇月二九日教委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年一二月一日教委規則第一五号)

この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

附 則(昭和五六年四月一日教委規則第一号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第六条社会体育課の部管理主査の項第三号の規定は昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則(昭和五七年四月一日教委規則第六号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年八月一日教委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年七月二十六日から適用する。

附 則(昭和五七年九月二九日教委規則第一六号)

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則(昭和五八年四月一日教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年一二月二六日教委規則第一二号)

この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月三十一日教委規則第三号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年七月二〇日教委規則第一五号)

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年九月三〇日教委規則第一一号)

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則(昭和六一年三月三十一日教委規則第一号)

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に指導室及び社会教育部副参事(婦人・青少年担当)に勤務する職員(第四条第九項に規定する職員に限る。)は、別に辞令を発せられない限り、学校教育部指導室及び社会教育部婦人青少年室勤務を命ぜられたものとする。

附 則(昭和六一年五月三十一日教委規則第一二号)

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、第五条庶務課の部教職員係の項第七号の改正規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則(昭和六二年三月二八日教委規則第六号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年六月一九日教委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年三月三十一日教委規則第三号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年三月三十一日教委規則第一六号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成二年十一月三〇日教委規則第一八号)

この規則は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則(平成三年一月三十一日教委規則第一号)

この規則は、平成三年二月一日から施行する。

附 則(平成三年三月三〇日教委規則第八号)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に社会教育部婦人青少年室に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、社会教育部女性・青少年室勤務を命ぜられたものとする。

附 則(平成四年三月一三日教委規則第一号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成五年三月三十一日教委規則第二号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年一〇月一日教委規則第一三号)

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則(平成七年三月三十一日教委規則第四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月三一日教委規則第一一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年三月一二日教委規則第二号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月三〇日教委規則第三〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年一月二八日教委規則第三四号)

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月三〇日教委規則第九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一月一〇日教委規則第二号)

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日教委規則第一一号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条学務課の部の改正規定中同部に次のように加える部分及び第五条学務課の部の改正規定中同部に次のように加える部分は、平成十四年三月二十九日から施行する。